道路交通対策特別委員会資料 令和元年6月13日 環境部環境課

# 「西武鉄道新宿線(井荻駅~西武柳沢駅間)連続立体交差事業」に係る 環境影響評価調査計画書に対する区長意見の提出及び審査意見書について

西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書(以下「計画書」という。)につきまして、東京都環境影響評価条例に基づき、杉並区環境清掃審議会の意見を踏まえ、平成31年3月25日付で区長から都知事宛てに、計画書に対する意見を提出いたしました。

その後、同条例の規定に基づき、令和元年5月20日付で東京都知事から審査意見書が送付されたので、併せて報告いたします。

記

#### 1 区長意見

別紙1のとおり

2 環境影響評価調査計画書に関する審査意見書

別紙2のとおり

3 環境影響評価手続きに係る主な経過

平成31年3月5日~3月14日 計画書縦覧・閲覧

3月19日 区長から杉並区環境清掃審議会に意見聴取

3月25日 東京都知事宛て区長意見を提出

令和元年 5月20日 東京都から区長宛て審査意見書送付

#### 4 今後の予定

令和元年度 事業者による環境影響評価書案の作成 東京都、区による環境影響評価書案の縦覧・閲覧 事業者による説明会開催

30 杉並第 69585 号 平成 31 年 3 月 25 日

東京都知事 小池 百合子 様

杉並区長田 中



「西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交差事業」 に係る環境影響評価調査計画書に関する意見について(回答)

平成31年2月20日付け30環総政第760号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり意見を提出いたします。

連絡先 杉並区環境部環境課庶務係 池田 電話 03-3312-2111 内線 3703

# 「西武鉄道新宿線(井荻駅~西武柳沢駅間)連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見

西武鉄道新宿線の連続立体交差事業は、井荻駅から西武柳沢駅までの約5.1kmの区間で 鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化することで、踏切での交通渋滞の解消、 道路と鉄道それぞれの安全性の向上を図るものと期待しています。

一方、上井草駅周辺地区は、閑静な住宅地として発展し、駅近傍に総合スポーツ施設や早大ラグビー部グラウンド、4つの高校が立地し多くの学生が行きかう、教育文化施設が集中する地域です。このような特性を踏まえ、長期間にわたる事業において、周辺の環境保全に配慮した事業が行われるとともに、工事期間中はもちろん、工事完了後における環境影響においても、可能な限り環境影響の低減に努められることを期待するものです。

併せて、区民からの意見・要望については、十分に検討し、地域住民へのわかりやすい説明を求めます。

#### 1 全体的な意見

#### (1) 住民への説明等

環境影響評価手続きにおける住民への説明及び図書の作成等においては、専門的な 語句・用語の使用は最小限となるように努め、やむを得ず使用する場合は注釈をつけ ること。また、図表やイラストを入れるなど、住民にわかりやすい簡潔な表現とする こと。

### (2) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応

法令等による公害防止の規制基準を遵守すること。

事業において使用する重機等は、できる限り窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法の採用等により、公害対策に万全を期すること。

また、既存の建築物及び工作物等の解体にあたっては、アスベストに関する事前調査 を確実に実施すること。アスベストを含有する場合は、飛散性アスベスト、非飛散性ア スベストともに適切に処理すること。

さらに、事業後の鉄道騒音レベルについては、各種の防止対策を講じることにより、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日付環大一第174号環境庁大気保全局長)」中、2指針「大規模改良線:騒音レベルの状況を改良前より改善すること。」を確実に履行するとともに、より一層の環境改善に努めること。

#### (3) 省資源・省エネルギー等

- ① 工事等に使用する重機や運搬車両等は、化石燃料等の使用量の少ない低燃費・省エネルギーの機器、車両等の採用に努めること。
- ② 駅舎等への太陽光発電システム等の導入、LED 照明や LED 案内掲示器の駅設備への活用を積極的に図られたい。また、駅構内へ人感知エスカレーター等の省エネルギー機器を導入するなど、省資源・省エネルギーへの取組及び温室効果ガス排出低減に努めること。

#### (4) 評価項目の増設

#### ① 大気汚染

評価では、工事の施行中において想定される粉じんの飛散のほか、建設機械・工事 用車両等による排出ガスの影響は少ないとされている。しかし、今回の事業区間には 住居が近接していることを踏まえ、工事の施行中について評価項目に追加していた だきたい。

また、工事用車両のアイドリングストップを徹底すること。

#### ② その他

周辺環境への影響が小さいとして調査対象から除外した項目があるが、住民の不安を解消するためにも最大限、調査対象項目とすること。

#### (5) 当該事業の影響範囲

各段階で環境に影響を及ぼすと考えられる項目ごとに、その影響が及ぶと予想される地域の範囲を明確にすること。

#### (6) その他

今回の評価項目には含まれていないが、高架橋等の基礎工事の施行に伴う掘削等により、周辺地下水の水質、水位、地盤等への影響が懸念されることから、特に工事の施行中については、地盤の変形等に留意していただきたい。

なお、当区においても、事業区間周辺の善福寺池、妙正寺池において水質調査を実施 しているので、参考にしていただきたい。

#### 2 評価項目に関する意見

#### (1) 騒音・振動

高架区間となる沿線地域の騒音については、周辺の建物の立地状況(中高層住宅等) に応じて、高さ方向も加味した予測・評価を行うこと。

また、供用開始後に変化が見込まれる周辺の道路交通による騒音・振動についても、その対応を考慮すること。

なお、西武新宿線の鉄道騒音については、杉並区においても測定を行っており、当 区の環境白書にて公表しているので、参考にしていただきたい。

#### (2) 電波障害

工事完了後だけでなく、工事の施行中においてもテレビの電波の受信に影響を及ぼ すことが考えられるので、施行中も予測の対象時点としていただきたい。

#### (3) 景観

- ① 景観法・杉並区景観条例に基づき策定された杉並区景観計画の方針に沿い、西武新宿線沿線の景観特性に適した景観形成に努められたい。
- ② 高架化に伴う鉄道からの沿線の眺望は、街並みや四季折々の自然の変化が望めるよう、配慮いただきたい。

#### 3 調査等の手法に関する意見

#### (1) 騒音について

高架区間となる沿線地域の中高層住宅(マンション等)では、騒音が事業前よりも大きくなる可能性がある、また、事業後には音が高架から発せられるため、騒音が現状よりも遠方へ到達する可能性も考えられる。

前述した「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」では、騒音の測定の高さは原則 1.2m となっているが、中高層住宅のある地域においては高さ方向を考慮した調査を実施するとともに、遠方へ到達する騒音の予測、評価が可能な調査地点や調査高さを追加していただきたい。

# (2) 景観について

調査地点図では、南北方向の調査・予測が多く、東西方向が不足している。井荻駅から西方向を調査地点に加えるなど、調査地点の増加を含めた再検討を行っていただきたい。



31環総政第132号令和元年5月20日

杉並区長

田中良殿

東京都知事
小池百合子

「西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交差事業」 環境影響評価調査計画書に関する審査意見書について(送付)

このことについて、東京都環境影響評価条例第46条第1項の規定に基づき、 環境影響評価調査計画書に関する審査意見書を作成したので、同条第2項の規 定に基づき、その写しを送付する。



31環総政第132号 令和元年5月20日

# 環境影響評価調査計画書審査意見書

「西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

記

# 第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称:東京都

代表者:東京都知事 小池 百合子

所在地:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名 称:西武鉄道株式会社

代表者:取締役社長 若林 久

所在地:埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番の1

2 対象事業の名称及び種類

名 称:西武鉄道新宿線(井荻駅~西武柳沢駅間)連続立体交差事業

種 類:鉄道の改良

3 対象事業の位置

起点:杉並区上井草一丁目

終点:西東京市東伏見一丁目

# 第2 意 見

# 【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が15年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

# 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の 事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。